



高津区

自転車ルールブック



注意とお詫び

令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されています。
本冊子は令和4年3月に作成したもので、自転車に乗った人物の一部のイラストで、ヘルメットを着用していないものが使用されていますが、皆さんが自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。

高津区役所

はじめに

自転車は環境にやさしく、便利で身近な乗り物です。電動アシスト付き自転車の普及により、さらに快適な運転ができるようになりました。

しかしながら、高津区の交通事故の約3割が自転車の事故であり、高齢者の事故と共に大きな課題となっています。

高津区は国道246号線や府中街道、尻手黒川道路などの主要道路に囲まれ、路地に入ると狭い道や一方通行路が多く、自転車の運転には十分な注意が必要です。また、年齢別で見ると、中年層で事故が多く発生していますが、自転車を初めて運転する幼少期から、しっかりと交通ルールやマナーを学び、守り続けることができれば、必ず事故は減っていきます。

自転車では車道のどこを走りますか？

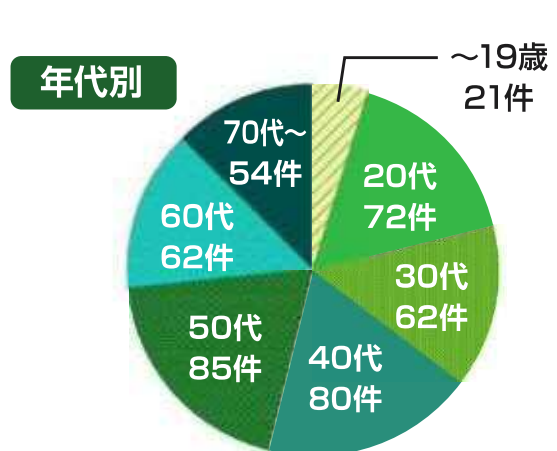
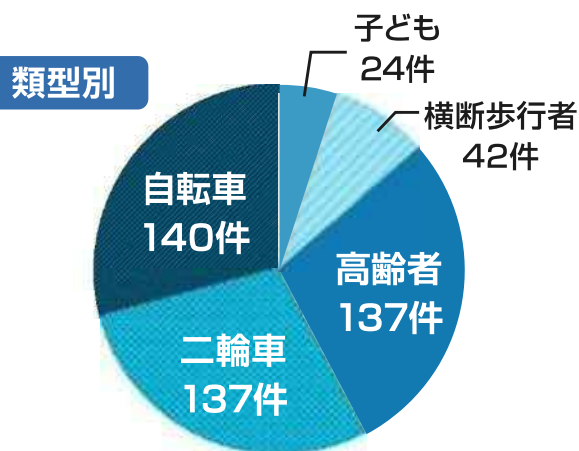
自転車で歩道を通行する時のルールを知っていますか？

自転車の保険に入っていますか？

この自転車ルールブックで、しっかりと交通ルールやマナーを学び、安全で安心な自転車の利用に役立ててください。

2021年の高津区内の人身交通事故

人身事故区内発生件数:451件 死者数:1人 負傷者数:501人



- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

道交法改正に伴い変更しました

自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則・歩道は例外

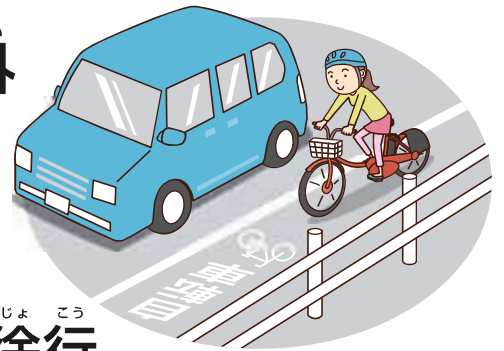
② 車道は左側を通行

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④ 安全ルールを守る

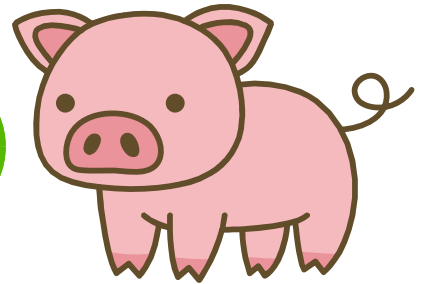
- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

⑤ 子どもはヘルメットを着用



点検ポイント

ぶたはしゃべる



ぶ ブレーキ：ブレーキはよく効きますか？

た タイヤ：タイヤの空気は入っていますか？

は 反射材：反射材は汚れていませんか？

しゃ 車体：サドルにまたがって両足が地面につきますか？

べる ベル：ベルは鳴りますか？

通行のルール

車道通行のルール

- ◆ 歩車道の区別のある道路では、原則、**車道**を通行する
- ◆ 車道を通行するときは、**左側**を通行する

歩道通行のルール

- ◆ 次の場合、普通自転車は**歩道を通ることができる**

① 右図の標識等がある時

② 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、
体の不自由な人が運転する時

③ 車道が狭く、自動車の交通量が多いなど車道又は交通の状況から見て
通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められる時



「自転車および
歩行者専用」の標識



「歩道通行可」を
示す道路標識

- ◆ 歩道を通行するときは、**車道寄り部分を徐行**する

ただし、「普通自転車通行指定部分」がある
ときは、その部分を徐行する。

指定部分に歩行者がいなく歩道の

状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。



「普通自転車の歩道通行部分」
の標識

- ◆ 歩行者の通行を妨げそうなときは、**一時停止**する

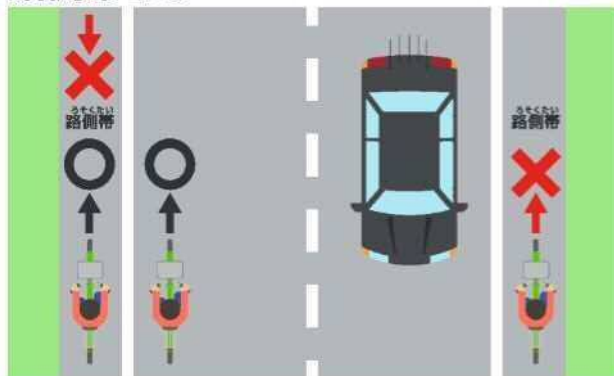
路側帯通行のルール

◆道路の左側にある、路側帯を通行できる

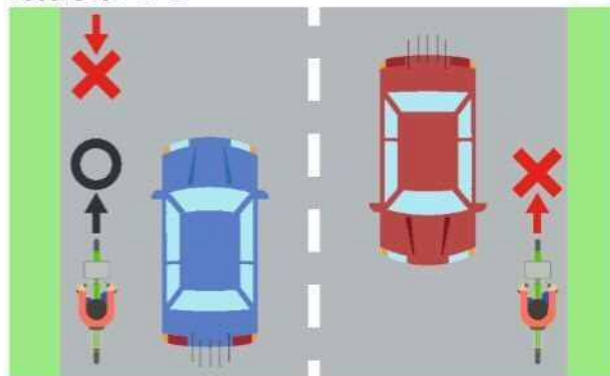
路側帯とは、歩道のない側路端寄りに、白線(道路標示)によって区画された部分をいいます。



路側帯あり



路側帯なし



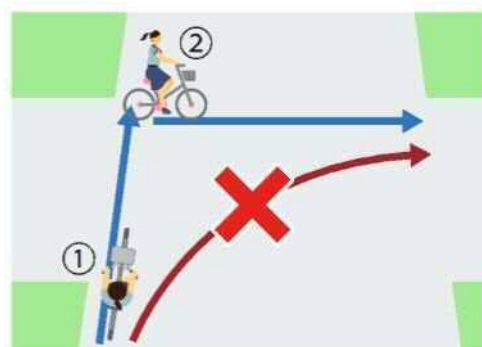
交差点通行のルール

◆一時停止の標識や表示がある交差点では、必ず一時停止する



◆右折する時は、交差点の端に沿って大回りに徐行する

- ①十分に速度を落として交差点の向こう側に進んでから
- ②曲がりましょう



自転車に関わる身近な標識・表示



いちじていし
一時停止

この標識のある場所では
必ずとまりましょう



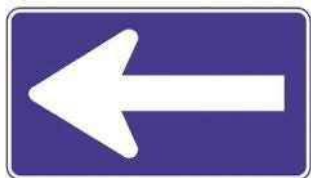
しんにゅうきんし
進入禁止

この標識から先には
入ってはいけません



じてんしゃつうこうど
自転車通行止め

ここから先、自転車の
通行はできません



いっぽうつうこう
一方通行

矢印の方向にしか
進めません

※「自転車を除く」と書いてあれば
矢印の方向以外にも進むことが
できます



じてんしゃおよほこうしゃせんよう
自転車及び歩行者専用

自転車も歩行者も
通行ができます
歩行者の邪魔にならない
ように通行しましょう



やはね
矢羽根

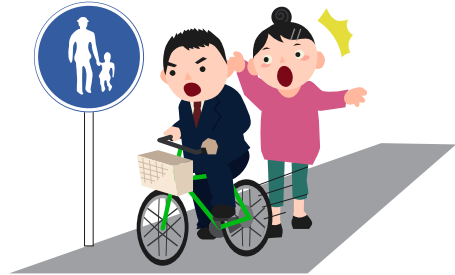
走る場所と方向が
道路に記されています
矢印の方向に通行しましょう

やってはいけない乗り方の かた

しんごう むし
信号無視



ひょうしき いほん
標識違反



みぎがわ つうこう
右側通行



ほこうしゃようどうろ ろそくたい
歩行者用道路・路側帯での
ほこうしゃぼうがい
歩行者妨害



ふたりの
二人乗り



へいそう
並走



やかん
夜間にライトをつけずに
つうこう
通行



うんでん
ながら運転



保険について

自転車の保険に加入していますか？

神奈川県では自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となっています。(平成31年4月1日施行「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」)

保険に加入せずに事故を起こしてしまった場合、高額な賠償金を支払わなければならないこともあります。

保険に加入しているか、必ず家族に確認してみましょう。もし、保険に加入していない場合は下記のとおり、様々な保険がありますので、万が一の事態に備えて必ず保険に加入しましょう。

自転車向け保険

個人賠償責任保険

自動車保険の特約

個人賠償責任保険

火災保険の特約

個人賠償責任保険

損害保険の特約

個人賠償責任保険

会社等の団体保険

団体保険

PTAの保険

団体保険

共済

TSマーク付帯保険

クレジットカードの
付帯保険

高額な賠償金の支払いを命じられた例

損害賠償9,521万円(保護者に対して)(平成25年7月 神戸地裁判決)

損害賠償9,266万円(平成20年 東京地裁判決)

このサイトで、
自転車ルールについての
復習ができます
アクセスしてみてくださいね！

